一物二価の該非判定

1. 同じ品目なのに?

下記は『CISTECジャーナル』2014年11月号掲載の<輸出管理Q&A>です。

<貨物等省令第6条第一号ロの括弧書きの読み方>

Question

今回の政省令改正で、輸出令別表第1の7の項(1)、貨物等省令第6条第一号口に括弧書きとして、「(民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。)」が追加されました。この括弧書きについて、お尋ねしたいのですが、たとえば、輸出令別表第1の7の項(1)、貨物等省令第6条第一号口(一)のスペックを満たすマイコンであっても、輸出先の企業から、「民生用の自動車に使用する」とメール等で連絡を受ければ、貨物等省令第6条第一号口は、非該当になり、「民生用の電気炉に使用する」と連絡を受ければ、貨物等省令第6条第一号口に該当になるという理解でよいでしょうか。

Answer

輸出令別表第1の7の項(1)、貨物等省令第6条第一号ロ(一)のスペックを満たすマイコンであっても、最終需要者等となる輸出先の企業から、契約書等の関係書類等で、「民生用の自動車又は鉄道車両」に使用する旨が確認できれば、輸出令別表第1の7の項(1)、貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判断して問題ありません。

この Answer は「その仕様であっても用途がそれと確認できれば規制非該当」とおっしゃっています。裏を返せば「同じ仕様であってもその用途と確認できない案件では規制該当」ということです。こんなこと(同じ品目が客先情報によりでリスト規制該非異なる)があってよいのでしょうか?

徳は孤ならず?(それとも You'll Never Walk Alone?) そういえば昔こんなことがありました。某社の輸出管理要員が、軍向けの案件の取引審査で「軍用なら1項(兵器)該当じゃないか?」と真顔で悩んでいたのです。「軍に納入するときは1項該当で、民間向け案件では同項非該当」というわけです。

もしその論理が正しいとすると「最終用途が兵器開発用途」という点では同じであっても、「軍相手なら1項品でリスト規制、民間企業相手なら16項品でキャッチオール規制」ということになるのですかね。そもそも「スペックで該非が決まる(用途問わず)のがリスト規制」、「用途・需要者素姓で規制該非が決まる(スペック問わず)のがキャッチオール規制」だったはずなのに。なんだかもう滅茶苦茶な感じです。

つまりこういう説を唱える人はキャッチオール規制とリスト規制の区別がついていない ということになるでしょう。

そんなわけで私は、某社の案件では「そんなことだと Associate 試験に落ちますよ」と毒づいたものです。本 Q&A の関係者にも同じ台詞を呈上したいと思います。

2. 省令条文の考察

「彼ら」の論理は単純明快。「省令条文で『使用する集積回路を除く』とある以上、『実際に使用されるなら OK (除かれる) だろ?』」ということでしょうね。

たしかに条文にはそう書いてあるように見えます。しかし前記の読み方はあまりにも脊髄反射的(大脳を経由していない)と言わざるをえません。(「そう書いてあるからそうなんだろ」ですもの)

ではどう読めというのか? このくだりがどのような文脈で書かれたものか、何を述べるためのものなのかを考えて読めばよいのです。

こんな言い方では抽象的でわからん? なに、こういうことですよ。

そもそもこの省令の名称は<輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令>でしたね。名称にもある通り、その親規定は<輸出貿易管理令別表第一>と<外国為替令別表>です。ではその<輸出貿易管理令別表第一>には何が書いてあるか? 本 Q&A に直接関係する条項(7 の項中欄)を見てみましょう。

次に掲げる貨物であつて、**経済産業省令で定める仕様**のもの(後略)

ほら御覧なさい。貨物等省令…<輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令>…とは、規制品目の仕様を記述する存在なのです。当然ながら「規制除外される取引の態様」を記述するものではありません。従ってこの省令で「今回の取引における最終用途」が論ぜられるはずもないのです。

では「xxに使用する集積回路を除く」はどう理解すればよいか?

ごく素直に「 $\mathbf{x} \times \mathbf{x}$ 用の集積回路」と読めばよいのです。これは「 $\mathbf{x} \times \mathbf{x}$ 用に用いられる場合の」ではなく「モノとして $\mathbf{x} \times \mathbf{x}$ 用であるところの」という意味ですから、若干の補助線を加えて「 $\mathbf{x} \times \mathbf{x}$ に使用するよう設計した集積回路を除く」と理解すればよいわけです。

省令6条一号ロのタネ本に当たる、ワッセナーアレンジメント(WA)は次のように記述しています。

3.A.1.a. 2. (中略)

- a. Rated for operation at an ambient temperature above 398 K (+125°C);
- b. Rated for operation at an ambient temperature below 218 K(-55°C); or
- c. Rated for operation over the entire ambient temperature range from 218 K (-55°C) to 398 K (+125°C);

Note 3.A.1.a.2. does not apply to integrated circuits for civil automobile or railway train applications.

モノについて「for xx」と記述されている場合は「designed for xx」と理解するのが筋だと思います。逆に、もし「x x用に使用される場合を除外したい」のであれば、

3.A.1.a.2. does not apply to export for civil automobile or railway train applications. と書けばよかったはずではありませんか?

3. 聞くは一時の恥

もっとも「なぜ自動車用・鉄道用に設計した集積回路なら規制除外してよいのか?」という疑問を持つ人はいるでしょう。「そのような集積回路の具体例はどこにあるのか?」とか「そのような集積回路なら仕様的に安全保障上の問題が小さいといえるのだろうか?」と。私だって答えは知りません。もしかすると『ジャーナル』に解説を書くほどの人でもそうかも知れないという気がします。しかしわからなければ聞けばよいではありませんか。

わかりもしないのにそのまま持ち帰って「多分こういう意味なのかな」式でやっつけるなんておかしいでしょう? あるいは条文制定に携わった当事者はわかっていたが、あとから解説を書いた人たちがダメだったのか。(いずれにしても、どこかの大統領が「ありえない!」と叫びそうな話です。但し彼ならもっときたない言葉を使うかもしれないけれど)まことに「聞くは一時の恥」。私も心して仕事にはげみたいと思います。

(2017.3.14)